日調連発第２６６号
平成２９年１月１０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、鹿児島会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

薩摩川内市、さつま町（鹿児島県）　　平成２９年２月１日から

鹿調発第１７２号
平成２８年１２月２６日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　千年　殿

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　桐原　茂太

「鹿児島県薩摩川内市及びさつま町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

平素より，本会の会務運営につきましては，特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，標記制度が薩摩川内市及びさつま町において，平成２９年２月１日より別紙のとおり開始される旨の通知がありましたので，お知らせします。

平成２８年１２月２２日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　桐原　茂太　様

鹿児島地方法務局川内支局管内
戸籍住民基本台帳事務協議会事務局長
（薩摩川内市市民課長）

「薩摩川内市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、本協議会加盟の１市１町（薩摩川内市、さつま町）が、平成２９年２月１日より、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を開始いたします。
つきましては、別添のとおり開始のお知らせを送付いたします。



薩市民第　７３８　号
平成２８年１２月１９日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　桐原　茂太　様

薩摩川内市長　岩切　秀雄

「薩摩川内市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市市政の推進ならびに戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止・防止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださるようよろしくお願い申し上げます。

記

１．制度実施日　　平成２９年２月１日

２．制 度 概 要　　別紙のとおり

お問い合わせ先
薩摩川内市　市民福祉部　市民課　住民グループ
薩摩川内市神田町３番２２号
電話（０９９６）２３－５１１１　内線２５４２

別　紙

「薩摩川内市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写し又は戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに、不正取得による個人の権利侵害の防止を図ろうとするもの。

１．実施日　　平成２９年２月１日
（事前登録申請受付開始）

本人通知制度のイメージ

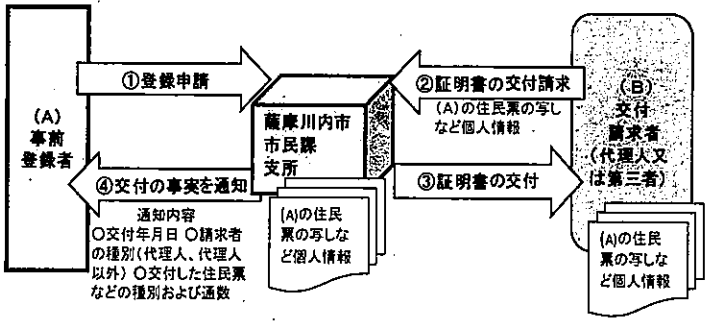

２．制度利用の手続き等

(1)　制度利用希望者
事前登録申請が必要
※薩摩川内市に住民登録又は本籍のある方が申請可

(2)　登録期間
登録日から３年後の月末日まで

(3)　受付窓口
本庁市民課、各支所地域振興課（※通知書発送業務は本庁のみ）

３．通知の対象となる証明書の種類

①住民票の写し
②住民票記載事項証明書
③戸籍の附票
④戸籍謄抄本
⑤戸籍記載事項証明書
⑥戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書
⑦戸籍一部事項証明書

４．本人への通知

(1)　時期　　証明書を交付した月の翌月末

(2)　内容　　①交付年月日　②請求者の種別　③交付した証明書の種別　④交付通数

５．周知、広報

(1)　「広報さつませんだい」平成 29 年 1 月号に記事掲載

(2)　本市ホームページへの記事掲載（平成 29 年 1 月 4 日～）

(3)　本市市民課、支所の各受付窓口にチラシ配置

薩摩川内市本人通知制度のご案内

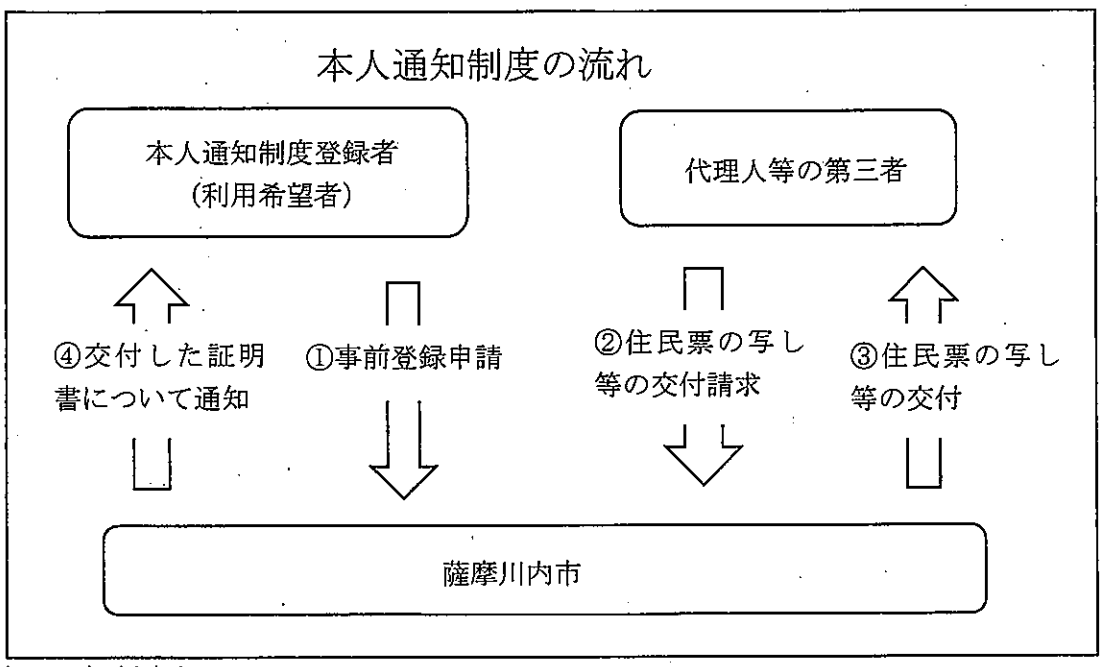

●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、希望する本人（事前に市町村への登録が必要）に交付したことをお知らせする制度です。

※８士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士
海事代理人、行政書士

●登録できる人

登録申請時現在、薩摩川内市に住民登録又は本籍がある方

※同一世帯、同一戸籍の方であっても個人単位の申請となります。

※住所が海外である方は登録することができません。

●登録期間

登録日から起算して３年後の月末日まで　（初回は２年後の７月末まで）

●通知の対象となる証明書

①住民票の写し　②住民記載事項証明書　③戸籍の附表
④戸籍謄抄本　⑤戸籍記載事項証明書　⑥戸籍全部事項証明書・個人事項証明書
⑦戸籍一部事項証明書
（請求があった時に、すでに消除等されている時は通知しません。）

●登録した方（本人）への通知

時　期　：　証明書を交付した月の翌月末
内　容　：　①交付年月日　②請求者の種別　③交付した証明書の種別　④通数

登録申請手続きについては、裏面をご覧ください。

薩摩川内市本人通知制度の登録手続きについて

●受付窓口

１．本庁市民課、各支所地域振興課

２．遠方等の理由により来所が困難な場合は、郵送による申請もできます。

あて先　〒８９５－８６５０　　薩摩川内市神田町３番２２号

薩摩川内市役所　市民課

●登録に必要なもの

１．本人が申請する場合

①薩摩川内市本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書

※上記の各受付窓口に置いてあります。

※ホームページからダウンロードできます。

②本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カードなど）

※郵送による申請の場合は写しで可

２．法定代理人が申請する場合

上記①と法定代理人の印鑑・本人確認書類及び法定代理人であることがわかる書類（例：戸籍謄本・登記事項証明書など）

※薩摩川内市に本籍がある場合など、法定代理人であることが確認できる場合は不要です。

※１５歳未満の方及び成年被後見人の方の場合は、法定代理人だけが申し込むことができます。

３．代理人が申請する場合

上記①と代理人の印鑑・本人確認書類及び委任状

●登録事項の変更及び廃止

①薩摩川内市内間異動の登録者について登録事項の変更があった場合・・・届出は不要

※変更後の証明書が通知対象となります。

②登録期間の満了前に登録を廃止するときは廃止の届出が必要です。

問い合わせ先
〒８９５－８６５０
薩摩川内市神田町３番２２号
薩摩川内市役所　市民課
TEL０９９６－２３－５１１１
（内線２５４２）

さ町環第２５１０号
平成２８年１２月１９日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　桐原　茂太　様

さつま町長　日髙　政勝

「さつま町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本町町政の推進ならびに戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止・防止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださるようよろしくお願い申しげます。

記

１．制度実施日　　平成２９年２月１日

２．制 度 概 要　　別紙のとおり

お問い合わせ先
さつま町　町民環境課　町民係
さつま町宮之城屋地１５６５番地２
電話（０９９６）５３－１１１１　内線２１２５

別　紙

「さつま町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写し又は戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに、不正取得による個人の権利侵害の防止を図ろうとするもの。

１．実施日　　平成２９年２月１日
（事前登録申請受付開始）

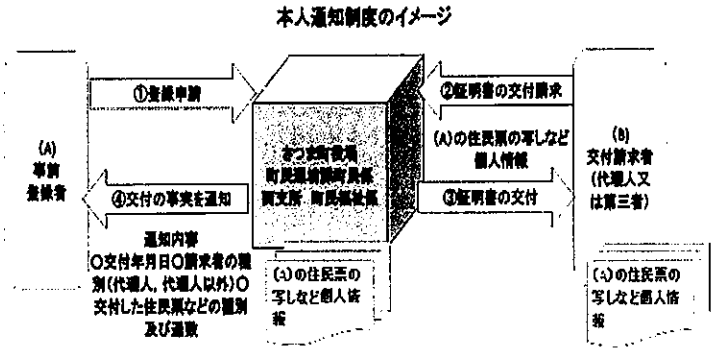

２．制度利用の手続き等

(1)　制度利用希望者
事前登録申請が必要
※さつま町に住民登録又は本籍のある方が申請可

(2)　登録期間
登録日から３年後の月末日まで

(3)　受付窓口
本庁町民環境課、各支所町民福祉係（※通知書発送業務は本庁のみ）

３．通知の対象となる証明書の種類

①住民票の写し
②住民票記載事項証明書
③戸籍の附票
④戸籍謄抄本
⑤戸籍記載事項証明書
⑥戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書
⑦戸籍一部事項証明書

４．本人への通知

(1)　時期　　証明書を交付した月の翌月末

(2)　内容　　①交付年月日　②請求者の種別　③交付した証明書の種別　④交付通数

５．周知、広報

(1)　「広報さつま」平成 29 年２月号に記事掲載

(2)　本庁ホームページへの記事掲載（平成 29 年１月４日～）

(3)　本庁町民環境課、支所の各受付窓口にチラシ配置

さつま町本人通知制度のご案内

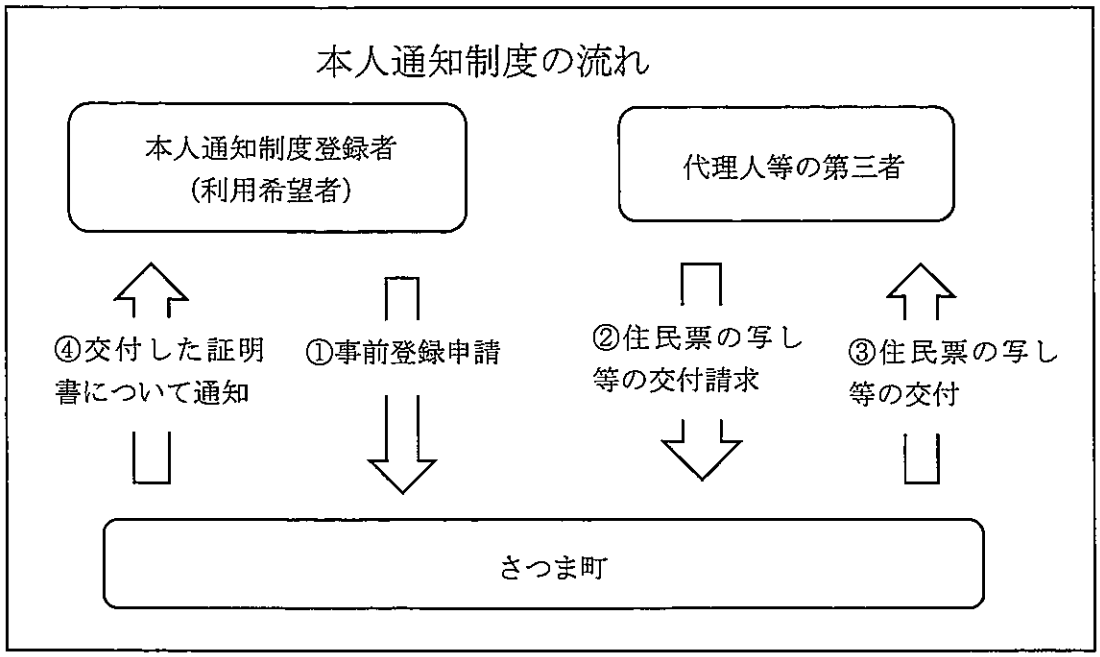

●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、希望する本人（事前に市町村への登録が必要）に交付したことをお知らせする制度です。

※８士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士
海事代理人、行政書士

●登録できる人

登録申請時現在、さつま町に住民登録又は本籍がある方

※同一世帯、同一戸籍の方であっても個人単位の申請となります。

※住所が海外である方は登録することができません。

●登録期間

登録日から起算して３年後の月末日まで　（初回は２年後の７月末まで）

●通知の対象となる証明書

①住民票の写し　②住民記載事項証明書　③戸籍の附表
④戸籍謄抄本　⑤戸籍記載事項証明書　⑥戸籍全部事項証明書・個人事項証明書
⑦戸籍一部事項証明書
（請求があった時に、すでに消除等されている時は通知しません。）

●登録した方（本人）への通知

時　期　：　証明書を交付した月の翌月末
内　容　：　①交付年月日　②請求者の種別　③交付した証明書の種別　④通数

登録申請手続きについては、裏面をご覧ください。

さつま町本人通知制度の登録手続きについて

●受付窓口

１．本庁町民環境課町民係、各支所町民福祉係

２．遠方等の理由により来所が困難な場合は、郵送による申請もできます。

あて先　〒８９５－１８０３　　薩摩郡さつま町宮之城屋地１５６５番地２

さつま町役場　町民環境課　町民係

●登録に必要なもの

１．本人が申請する場合

①さつま町本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書

※上記の各受付窓口に置いてあります。

※ホームページからダウンロードできます。

②本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、在留カードなど）

※郵送による申請の場合は写しで可

２．法定代理人が申請する場合

上記①と法定代理人の印鑑・本人確認書類及び法定代理人であることがわかる書類（例：戸籍謄本・登記事項証明書など）

※さつま町に本籍がある場合など、法定代理人であることが確認できる場合は不要です。

※１５歳未満の方及び成年被後見人の方の場合は、法定代理人だけが申し込むことができます。

３．代理人が申請する場合

上記①と代理人の印鑑・本人確認書類及び委任状

●登録事項の変更及び廃止

①さつま町内間異動の登録者について登録事項の変更があった場合・・・届出は不要

※変更後の証明書が通知対象となります。

②登録期間の満了前に登録を廃止するときは廃止の届出が必要です。

問い合わせ先
〒８９５－１８０３
さつま町宮之城屋地 1565 番地２
さつま町役場　町民環境課
TEL０９９６－５３－１１１１
（内線２１２５）